平成２５年（フ）第８７号
北九州市八幡西区町上津役東１丁目８番２号
債務者　陣原　利明
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０９号
北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26―310号
債務者　濱久保みゆき
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３号
大分県国東市安岐町西本899番地２、申立前の住所大分県東国東郡安岐町大字西本899番地２
債務者　足立あや子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第４号
大分県宇佐市大字四日市619番地の２
債務者　山末　由香
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県奄美市名瀬大字名瀬勝2045番地31号、前住所鹿児島県霧島市国分清水５丁目13番19号
債務者　丸山美海子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県姶良市加治木町反土21番地１　ベネエッセ203
債務者　佐藤ひとみ（旧姓義山）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６号
福島県郡山市富田町字向山21番地の１
債務者　安藤　治美
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
神戸市西区王塚台５丁目86番地　金子マンション202号
債務者　柳樂ゆかり
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
兵庫県明石市大久保町江井島830番地　グランコンフォールＢ202号
債務者　吉野　敬三
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
千葉県八千代市高津410番地９
債務者　大溝　真里
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
大分市大字政所2503番地の２姫野コーポ102
債務者　姫野　修三
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３号
広島県福山市草戸町１丁目13番20―101号、旧住所広島県福山市曙町四丁目９番27号
債務者　田口　勲子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１４号
広島県福山市草戸町１丁目13番20―101号、旧住所広島県福山市曙町四丁目９番27号
債務者　田口　喬彦
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７号
北九州市戸畑区浅生３丁目７番４―604号
債務者　重松みき子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４号
青森県上北郡野辺地町字二本木向前田25番地５　黒沢アパート５号
債務者　吹越　重行
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３２号
名古屋市緑区黒沢台４丁目106番地　マンション緑黒石Ａ棟300号
債務者　森下　之夫
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部